

文教厚生常任委員会会議録

[平成22年 3月16日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年 3月16日
午前10時00分 開会
午後 0時18分 閉会
場 所 南あわじ市 委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
委 員	小 島 一
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清
健 康 福 祉 部 長	喜 田 憲 康
教 育 部 長	奥 村 智 司
市 民 生 活 部 次 長	郷 直 也

健康福祉部次長 (後期高齢者医療担当)	藤	本	政	春
教育部次長 (人形会館建設担当)	岸	上	敏	之
市民生活部市民課長	高	木	勝	啓
市民生活部税務課長	細	川	貴	弘
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	細	川	協	大
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	馬	部	総	一郎
健康福祉部健康課長	中	濱	素	三子
健康福祉部少子対策課長	久	田	三	枝子
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	三	谷	高	資
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	橋	本	浩	嗣
教育委員会生涯学習 文化振興課長	中	田	健	市
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第29号 南あわじ市神戸寮条例及び南あわじ市神戸寮使用料徴収条例を廃止する条例制定について…………… 5
 - ② 議案第30号 南あわじ市子育て学習・支援センター条例制定について…………… 1 2
 - ③ 議案第31号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について…………… 1 7
 - ④ 議案第 2 号 平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）…………… 1 9
 - ⑤ 議案第 3 号 平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）…………… 2 4
 - ⑥ 議案第 4 号 平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）…………… 2 7
2. その他…………… 3 1
3. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 4 5

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成22年 3月16日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 0時18分)

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

きのうは、春一番という大変晴れた天気でございます、これはもう春への歩みの過程かと思えます。春を呼ぶ行事として、奈良東大寺の水取りが行われ、もういよいよ本番の春への実感をするところでございます。

きょうは、文教厚生常任委員会の開会に当たりまして、委員各位、また執行部の皆様方には定刻、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより、今3月定例議会に委員会付託を受けました議案の審査に入るわけですが、その前に、副市長よりごあいさつを賜りたいと思います。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

先ほど、委員長の方からお話がありましたように、もう春がそこへ来ていると。もう春は来ているというような感じのする季節になりました。

この間も、お休みの日には、もう既に神代のお祭りだったと思いますが、だんじりが道を練っておられた風景を見て、本当にもう春、来たなというような感じをいたします。非常に寒かった今年の冬でございましたが、少し気持ちが和らぐような時期にまいりました。

きょうは、付託案件の審査ということでございますが、どうかよろしく願いを申し上げます。

1点だけ、ちょっと皆さん方にご報告をいたしておきますが、なかなか教育委員会からは言いにくいだろうと思っておりますので、ご報告をいたしますけれども、今年の成人式、皆さん方にもお越しをいただいたと思うんですが、成人式大賞というような審査があるんです。それに応募していたわけなんです、南あわじ市は、成人式の優秀賞に選ばれたようでございます。その上は、大賞が1件と準大賞が3件あるわけなので、全国的にも4番目によかったという評価を受けた成人式でありました。

私は、もう以前から、成人式にはちょっとこだわっておったんです。たかが成人式といえども、あちこちで非常に荒れた成人式があるわけなんです、やっぱりあれも、我々の方から何か仕掛けをしていかないと、ああいう形になっていくのではないかなというような思いがあったんです。ですから、旧町の時代から成人式にはこだわって、いろいろなこともやってきたんですが、市になって、本当に教育委員会の皆さん方がそういうものをちゃんと認識をされて、いろいろなアイデアを出しながら、成人とともに成人式の運営に当たっていただいている、そういう結果が今年は優秀賞になったわけなので、担当者の皆さ

ん方の本当にご苦労も大変だっただろうと思いますし、また、もう少し上もございますので、これからも頑張っていたきたいなというふうに思うところでございます。

皆さん方にもご紹介を申し上げまして、また教育委員会が一生懸命やっておるというご認識をいただければ非常に幸いでございます。

それともう1点。これは、市長がこの間からあちこちで、出生者数が去年よりも3人増えたというお話をずっとしていたと思うんですが、この間新聞を見ておりましたら、県内の推計人口というのが出ておったので、それを見ながらちょっと思ったんですが、去年と今年、どういうふうに人口が変わったのかなというふうな思いをして調べてみましたら、南あわじ市では、1年間のうちに363人減っておりました。ちなみに洲本市は461人、淡路市が498人、1年前から減っておりました。

これ見てみますと、やっぱり少子化対策をやった影響が、徐々にではありますが出てきたのではないかなというふうな思いをいたします。

洲本市と南あわじ市は、人口は少し違うわけなんですけど、大体100人ほどの違いがあると。減る数によって100人ぐらい。淡路市とは130人ほどの差があるということでございます。

出生者数も見てみましたら、去年1年の出生者数、洲本市では354人、南あわじ市では387人のございます。そこで30数人の差が出てきておると。淡路市は335人ですから、50数人の差が出てきておるというふうなことでございますので、こういう統計から見ても、徐々に少子化対策の効果があらわれてきたのではないかなというふうな思いをいたしておるところでございます。

ますます少子化対策に力を入れて、この人口減少がとまるようにできたらというふうに思っておりますので、ご紹介をしておきたいと思えます。

きょうは、付託案件の審査、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○楠 和廣委員長 どうもご苦労さまです。

市長は公務のため欠席をしておりますので、ご了解のほどお願いいたします。

1. 付託案件

- ① 議案第29号 南あわじ市神戸寮条例及び南あわじ市神戸寮使用料徴収条例を廃止する条例制定について

○楠 和廣委員長 それでは、ただいまから、第31回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、執行部より再度の提案理由の説明を求めることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を求めることにします。

まず、議案第29号、南あわじ市神戸寮条例及び南あわじ市神戸寮使用料徴収条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） ただいま上程いただきました議案第29号、南あわじ市神戸寮条例及び南あわじ市神戸寮使用料徴収条例を廃止する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、三原郡広域事務組合から南あわじ市の合併に伴い引き継がれました南あわじ市神戸寮の管理運営及び入寮者に対する使用料徴収に関する事項を定めたものでございます。

南あわじ市神戸寮は、昭和39年に、旧三原郡4町が神戸市長田区において、地元出身の就学者・就職者の住居の安定のために建設し、昭和63年度には鉄筋コンクリートづくり3階建てに全面改築され、現在に至っております。

この寮の管理運営につきましては、建設当初より管理人を住み込みで雇用するとともに、きめ細やかな管理と適切な家賃設定により、安定した入居率を確保してまいりました。

しかし近年、明石海峡大橋の開通で、神戸・阪神間が通学・通勤圏内になったことや少子化が進み、また高速バスを利用した通勤・通学費の補助を交付していることもあり、年を追うごとに新規入居者が減少しているため、収入においても減少の一途をたどっております。そのため、ミニキッチン整備の中断を初め、経費の削減に努めてまいりましたが、近年中には、屋根の防水工事、外壁塗装工事等の必要があり、修繕費及び工事費の高騰が予測されます。

このような状況下で、平成18年度から、南あわじ市行財政計画及び行政評価に基づき、廃止を含めた管理運営方法の検討を重ねた結果、入寮者全員との契約終期を平成22年3月31日に統一するとともに、退去のご理解を得られたことをもちまして、施設としての役割を終了したため、条例を廃止するものでございます。

以上、議案第29号、南あわじ市神戸寮条例及び南あわじ市神戸寮使用料徴収条例を廃止する条例制定について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 実情はもう十分理解しておるわけですが、現在における収支ですね。最終どのような形で今なっておるわけですか。

それともう1点、残存価格ですね。それがどのような形で、もうゼロになっておるのかということと、借入金。言うたら、収支終わったら借入金も出てくると思うので、そこらをひとつご答弁願います。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 収支なんですけれども、まず平成19年度、25名の入室時におきましては、収入が1,031万7,000円ございました。そして、支出の方の内訳なんですけど、管理経費が358万3,000円と、あと人件費。これは管理人さんの賃金なんですけれども294万8,000円、支出の合計が653万1,000円、差し引きといたしまして378万6,000円。

いろいろ管理方法を考えた結果、これが基準となっておると考えております。

そして、平成20年度でございますけれども、内訳は省略させていただきまして、収入が960万円、支出が667万8,000円、差し引きしまして292万2,000円の黒字となっております。

そして、21年度になりまして、入居者が、当初22名おりましたのが、7月になりまして引っ越しする方が急増いたしまして、7月時点で17名となっております。

そこで、予測、試算をいたしましたところ、収入が約760万円程度になるものと試算しておりまして、支出の方が588万6,000円相当見込まれておりまして、差し引きしまして171万4,000円相当の黒字と見込んでおったわけなんですけれども、実は入居者との相談を、10月からいろいろ面談等を重ねましてご理解を得ることができました。

そうしたところ、やはり12月ぐらいから引っ越ししていただく方がおられまして、最初言いました171万4,000円につきましては、3月までいてくれた計算なので、途中から、どんどん、どんどん理解されて引っ越ししておられて、本日現在、寮にいてる方が5名となっております。次の20日、21、22の連休でほとんどの方が退去されます。あと1名につきましては、まだ引っ越し先が決まってないというようなことで、170万円の黒字は、ただいまのところ見込めないというような状況でございます。

その次に、神戸寮におけます価値といいますか、固定資産の算定額といたしましては、

土地579.81平米に対しまして、評価額3,032万7,697円、建物、RC構造3階建て35室プラス管理人室、延べ床面積が778.92平米に対しまして、評価額が5,425万2,700円となっております。

それで、この評価額に対しまして、神戸市に対し固定資産税、交付税となっておりますけれど、その支出が固定資産税に値するものなんですけど、37万4,500円相当の交付税を納めさせていただいております。

次に、建物に関しましてですけれども、平成元年2月28日完成しました、現在の工事費なんですけれども、2億1,597万円の工事費に対しまして、借入額が1億4,000万円ございました。この借入金につきましては、平成14年度、返済が終わっております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 いろいろ説明あったわけですが、最終的に現時点で収支はどうなっておるのか。オールトータルの中で。いろいろ残金とか言うてきたけれども、今の時点で赤字で終結するのか、黒字何ぼか残して、今の時点でこの条例を廃止するのかということです。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 今年度につきましては、わずかな黒字で閉じられることと考えております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということは、2億何ぼの返済も14年で終わるし、今年度で黒字ということは、ぺんぺんとしても、一応それに対しては、市としての持ち出し一切はなしというような形で理解してよろしいですか。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） さようございます。この神戸寮につきましては、平成15年、16年ぐらいまでには入居希望者がかなり多うございまして、抽せん等で入居者を選んでいたときもございました。そのときの黒字額は1,000万近くあった時期もございましたので、建設してから現在の維持管理費等を差っ引いても、相当な黒字であったことと

考えております。

そして、最終年度の本年度につきましては、空き室を全部、今点検しておるような状況でございますけれども、まずは赤字のないような形で運営しております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 それでは現在、その後、売却について、どのような形で今取り組んでおるか、今後どう持っていきたいということについての考え方はどうですか。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） ただいま、この審議で可決していただきますと、これは普通財産となるわけなんです。それで、その後、やはり公募入札により売却というのを考えてございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 入札で売却という話なんですけれども、安くてもええから売り切ってしまうのか、ある程度線を引いた中で、もし落札しなければ、例えばリニューアルして、今度は南あわじ市内出身者じゃなくて、一般用のアパートなりマンションという形で、また再活用するような考えがあるのかなのかということをお聞きします。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 今の経済状況といたしましては、全国平均の空室率が18.7%、空室が409万戸、そういうような住宅事情の中で、入札して売却というような中になっておるわけなんですけれども、私どもといたしましては、鑑定評価もしておることでございますし、適切な価格で売却できるものと、そのように思っております。

○楠 和廣委員長 ほかに。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 売却ということでございますが、本会議の方では、4月以降3カ月ほどは管理人さん残って、あとの管理して売却待ちということになっています。

管理人さんというのは、これは向こうで雇われている方なんですかね。

この方はどんな状況ですか。例えば後の就職とか、その辺の話なんですけど、どうなってますか。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 今回の管理人さんは、年齢にしてちょうど59歳、来年60歳を迎えられるというようなこともございまして、3カ月の管理人さんを置くという考え方は、4月以降に売却手続を開始いたしましても、入札して、契約して、あと売却の対価、お金を払っていただくという期間が、早く見てもやはり3カ月というような逆算した日数がかかるわけでございます。

それと、今、管理人さんにおかれましては、入居者がゼロになってしまうということですから、そない1日じゅう詰めて管理しなくてもいいような状態でございますので、朝晩の見回り等の管理というようなことでお願いしております。そのあいた時間に職業訓練であるとか、あるいは3カ月の間に技術を習得したいというような希望もございまして、まずは3カ月間で売却期間をとって、その間は住み込みで管理していただこうと、そのように考えております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ご出身は、神戸市内の方ですか。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 神戸市でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 あと、設備ですけど、建物が老朽化しているような、屋根の防水が必要だとか、外壁の塗装とかいう修繕費、直せばかかりそうやという想定なんですけれども、その建物の老朽ぐあいというんですか、入札されて再利用される方が使うには、入居されるにはどれぐらいの費用がかかると想定されてますか。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） まず、気になったのが屋根の防水でございまして、屋根の防

水の保証期間は10年と確認しております。実際、現場で屋上に上がって見てみますと、やはり防水のところがぼこぼこ浮いてきているような状況も見受けられます。

それと、外壁につきましては、ここはちょうど神戸電鉄が真前に走っておりまして、ちょうど駅に来る前、カーブになっておるわけでございまして、レールと電車の摩擦で金属粉等が付着するような状況でございまして、やはり防水と外壁を合わせますと1,000万近く要るんじゃないかならうかと。

それと、それもあわせましてなんですけれども、やっぱりセキュリティーというようなことで、これは経営コンサルタントさんから言われたことなんですけれども、インターフォンをカメラつきに変えらんなら、このごろそういうセキュリティーがなかなか守れない、あるいはまた電子ロックに変えなければならない。それと、ユニットバスをセパレート。これはちょっと不可能なことなんですけれども、やはりニーズから言いますと、かなりの手直しが要っての1,000万相当、近々要ってくるのではなからうかと。

細かな積み上げはしてないんですけれども、ニーズを考えますと、近々そういう経費がかかってくるものと想定しております。

○楠 和廣委員長 ほかに。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 小さいことになるんですが、今まで入居されておられた方、管理人さんを含めて。管理人さんには、若干あと問題があるのかとは思うんですけども、現実、転居していただいたということは、円満に転居をしていただいたと。例えば、市からの財政的な負担というのは一つもなかったんですか。

○楠 和廣委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） この退去につきましては、顧問弁護士といろいろ相談させていただいて、あくまでも円満な任意退去ですよというようなことで話を進めてまいりました。

やはり17名、話に行ったときにおりましたので、さまざまな要望・意見があったわけでございます。例えば、1年契約で契約を終わられる方が3名おりましたこと、あるいはまた、卒業を見込みで就職やら国家試験等々、非常に多忙な時期に引っ越しをしなくてはいけない方、あるいは引っ越し経費が、なかなか敷金だけの返済では、急に言われても対応できないというようないろんな意見を伺いまして、何かやはりこちらの要望によって引っ越ししてもらわないかというようなこともございましたので、退去の協力金といたしまして報償費、協力金なんですけれども、一律3万1,500円というような形で退去時

に支払っております。

その3万1,500円という根拠は、市内で1ルームから1ルームへ引っ越す、その引っ越し費用が3万円と消費税というような形で算定したものでございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 ご異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第29号、南あわじ市神戸寮条例及び南あわじ市神戸寮使用料徴収条例を廃止する条例制定についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第30号 南あわじ市子育て学習・支援センター条例制定について

○楠 和廣委員長 次に、議案第30号、南あわじ市子育て学習・支援センター条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 上程いただいております議案第30号、南あわじ市子育て学習・支援センター条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

南あわじ市子育て学習・支援センターにつきましては、合併以前より、市内4カ所で実施しておりました子育て学習センターを1カ所に集約し、従来からの子育て学習センターの目的である親子の交流学習や両親教育に加えて、子育て支援センターの目的である子育て

て相談や子育てサークル、ボランティアの育成など、子育て支援に関する情報提供の場を持ち合わせた、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、安心して子育てができる環境を整えるため、南あわじ市子育て学習・支援センター条例案を上程するものでございます。

以上で、議案第30号、南あわじ市子育て学習・支援センター条例案について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 この条例の制定によって、利用者にとってのメリットとデメリットをお聞きします。

それから、この4カ所でやっていたときの年間の利用者数はどれぐらいあったかということ。

それから3番目に、この条例を見てますと、開所時間が9時から4時ということになっておりますが、これで十分果たせるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） デメリットはないと思っております。

メリットに関しては、今現在、午前中の活動が午後にまで伸びるということになります。センターの利用者数ですね。20年度実績で2万6,213名の方が利用されております。

利用時間のことですが、現在、午前中の活動を午後にまで伸ばすということは、先ほども申し上げましたように、利用者にとっては便利になるかと思えます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 利用者にとってデメリットがないということですが、今まで、過去4カ所でしておったのが1カ所に寄っていくという状況になりますが、それによって、遠方の人の問題などはどのように考えておるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 本来、子育て学習センターで週2日の活動をしており
ました分に関しては、支援センターになりましても、各地区へ出向いていきますので何ら
変わりはないと。

それと、遠い方に関しては、子育て支援に関する出前授業というのを22年度に始めま
すので、それで個々の対応をしていきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ということは、事務所だけを1カ所に集めるということの理解でよろ
しいでしょうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） さようございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。
中村委員。

○中村三千雄委員 特に子育てに関することについては、できるだけ市が一本化して、
一本の体制の中でやらないかということの中で、このセンターの事業ですけれども、子
育て関係機関との連携。重立った子育て関係機関とは、どのような機関になるわけ
ですか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 重立ったものは、サポートクラブとかになります。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 現在、サポートクラブは何カ所とか、どのような形で。読んで
らいいと思うんですけど、何カ所というか、何グループというか、今存在しているサポー
トクラブというのは、どのくらいあるわけですか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 現在、6 ボランティアグループになります。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今、6 グループということは、それぞれ自主的に、ボランティアだからやっておるんですけども、あと、これについては増やしていくとか、啓発活動をして、それに参画してもらおうとか、そういうふうなことについての考えはどうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 現在、6 グループありますが、内容としましては、旧緑地区では2 グループ、旧三原地区では3 グループ、旧南淡地区では1 グループになっておりますので、旧西淡地区にはありませんので、西淡地区にはお声をかけておまして、22年度にはできる予定ということで聞いております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 希望しておきたいと思うのは、市一本事業としてやるのであれば、やはりくまなくそういうような趣旨を徹底して、市民が安心して子育てを任せる一つの核として、全市民に理解してもらおうような形で今後進めていただきたいと思います。以上です。

○楠 和廣委員長 ほかに。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 このセンターは、三原の働く婦人の家に設置というふうに答弁されてましたが、旧の、このセンターできる前にも、各地域のセンターもここにあるんですね。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 現在の事務所にしてありますところは、出向いたときにまた利用させていただくということで、そのままにしておきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 新しい学習支援センターは相談に集中させて、親子の触れ合いとかは別の、いわゆる旧来の設備でやるように、本会議で私認識したんですけれども、それでいいんですね。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） そうです。それもですが、ボランティアの育成。先ほど言いましたような、ファミリーサポートクラブなどの育成をもっとしていきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それと、センターへは、旧4町から派遣という形になるんですか、それともそこに勤務という形になるんですか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 各地区へ出向いていくときは、インストラクターの先生が、その地区の人でしたら直接行く場合もありますが、基本的には支援センターへ集まって、そこから出向いていくという形になります。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それと、そのボランティア活動の方も募集すると。

先ほど、西淡の方ではないのかということなんですが、募集しますと、新しくここに職場としての何人か応募できるということでしょうか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） あくまでもボランティアグループですので、ニーズがあったときだけ活動していただくという形になりますので、職員を募集とかいうものではございません。

○久米啓右副委員長 わかりました。

○楠 和廣委員長 ほかに。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 ご異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第30号、南あわじ市子育て学習・支援センター条例制定についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第31号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 次に、議案第31号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 上程いただいております議案第31号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年4月1日から施行されたことに伴い、現行の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に加えて、平成21年から平成25年に居住された方に対する住宅借入金等特別控除が新たに創設されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

新たな改正点としましては、所得による給付制限の規定について、法改正による適用条

文を改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成22年4月1日からと定めております。

以上、議案第31号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定につきまして、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 まず、本会議で、23万5,000円というのがちょっとひっかかってきとったんです。

これは、市町村民税の所得割の額が23万5,000円とあるんですけれども、目安として、例えば、親が重度障害者を扶養しているというふうな場合があるかと思うんですけれども、どのぐらいの所得というふうに理解していいんでしょうか。

いろいろと条件が違うので一概に言われないんですけれども、夫婦2人と障害者1人というふうな中で考えれば、もしわかれば答弁願います。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） どれぐらいの所得かといいますと、先ほど委員もおっしゃいましたように、条件がいろいろございます。

これは、あくまで税額でございますので、その税額に至るまでに、いろいろな控除がどれだけあるのかによって実際異なってきますので、例えば一般的に控除するのに、だれでもあるのが基礎控除でございます。それと、障害者の控除とか、扶養の控除とか、そういうのがございますので、基礎控除は33万、例えば配偶者の方、それから扶養控除が1人ずつございましたら、33万掛けるの2人というようなことになりまして、障害者の控除がありますと26万円の控除がございます。そのほかに社会保険料ですとか、国民健康保険に入っておれば、そういう控除の額ですとか、年金ですとか、いろいろな控除がございますので、それらが一体どのぐらいあるのか。

それが、例えば100万であれば、その100万を、税額自体が、これは細かい計算もあるようですが、単純に考えますと、大体10%の課税率でございますので、23万5,000円ですと235万円あってそのぐらいかかると。その上に控除がどれぐらいあったかというものを足して、大体このぐらいというようなことになってくるのではないかなと

いうふうに思っております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 235万プラス控除額というふうに、大ざっぱにですけれども理解すればいいというふうなことでございます。

それとあと、今現在、どのぐらいの方が対象になっておるかわかりますか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 21年度で言いますと、これはあくまで平均ということになりますけれども、650名程度でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 ご異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第31号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第2号 平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○楠 和廣委員長 次に、議案第2号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） ただいま上程いただきました議案第2号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

61ページをお開き願います。

保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,300万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億5,141万4,000円とするものでございます。

直営診療所勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,927万円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

65ページをお開き願います。

保険事業勘定、歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金49万8,000円を減額し、12億7,873万円とするものでございます。対象事業費の減に伴う特定健康診査等国庫負担金の減額でございます。

2項国庫補助金2,732万1,000円を減額し、3億8,614万1,000円とするものでございます。普通調整交付金2,891万3,000円の減及び診療所特別調整交付金の増でございます。

7款県支出金、1項県負担金49万8,000円を減額し、3,989万6,000円とするものでございます。国庫負担金同様、対象事業費の減に伴う特定健康診査等負担金の減でございます。

66ページをお願いいたします。

2項県補助金468万円を減額し、3億1,627万1,000円とするものでございます。福祉医療波及分に係る国民健康保険指導育成事業補助金の減でございます。

10款繰入金、1項繰入金1,999万5,000円を追加し、3億2,453万6,000円とするものでございます。保険税軽減の増に伴う保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）3,599万5,000円の追加及び地方交付税算入の額の減に伴う財政安定化支援事業繰入金1,684万5,000円の減が主なものでございます。

次に、歳出でございます。

67ページ、1款総務費、1項総務管理費100万円を減額し、2,059万1,000円とするものでございます。通信運搬費の減でございます。

3項徴税费50万円を減額し、662万3,000円とするものでございます。通信運

搬費の減でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、国庫支出金の減に伴う財源組み替えでございます。

6 8 ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費 7 5 3 万 2, 0 0 0 円を減額し、1, 9 6 4 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。特定健康診査及び特定健康指導委託料の減でございます。

2 項保健事業費 2 1 7 万 9, 0 0 0 円を減額し、7 2 3 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。通信運搬費及びレセプト点検業務委託料の減でございます。

1 1 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 1 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、1, 1 7 1 万円とするものでございます。高額療養費特別支給金の追加でございます。

6 9 ページ、3 項繰出金 1 5 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、7 3 9 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。診療所特別調整交付金の増に伴う診療所勘定繰出金の追加でございます。

1 3 款前年度繰上充用金、1 項前年度繰上充用金 3 5 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、前年度繰上充用金の総額を 4, 6 6 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、直営診療所勘定、歳入でございます。

7 2 ページをお開き願います。

1 款診療収入、1 項外来収入 1, 2 2 4 万 3, 0 0 0 円を減額し、7, 3 8 4 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。患者数の減等により、国保等各種診療報酬収入及び一部負担金について、沼島診療所 1, 0 7 6 万 6, 0 0 0 円、阿那賀診療所 7 6 万円、伊加利診療所 7 1 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ減額するものでございます。

7 3 ページ、3 款繰入金、1 項繰入金 9 0 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、4, 4 3 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。診療収入等の減に伴う一般会計繰入金 7 4 4 万 7, 0 0 0 円の追加及び診療所特別調整交付金の増に伴う事業勘定繰入金 1 5 9 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金 2 4 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 5 万円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

次に、歳出、7 4 ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項医業費 2 9 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額を 2, 6 1 8 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。沼島診療所における医薬用消耗品費、医薬材料費、臨床検査委託料の減でございます。

以上で、議案第 2 号、平成 2 1 年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

委員各位におかれましては、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 直営診療所勘定の方ですが、外来収入が8,608万9,000円から7,384万6,000円で、1,224万3,000円の減額で、約14.2%の減であります。簡単に言ってしまうと理由は欲しいんですが、診療する人が少なかったということだと思います。この少ないという理由、何かわかってるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） この減額してます主は沼島の診療所でございます。20年度の、実際に決算をした収入と比較をすると減額をしておりますけれども、それほど大きな額の差があるわけではございません。ただ、18年以前と比較をしますと、かなり診療収入が減少しているのは事実でございます。

患者数が少なくなったというのが原因ではございますが、その理由としては、いろいろな要素があるとは思いますが、一番大きいと考えられますのは、できるだけ患者さんに負担をかけないようにというような意味合いもあって、薬を、当然そのときだけの方であれば別なんです。定期的には薬をずっと飲んでおられるような方については、従来ですと2週間程度薬を渡しておいたものが4週間であるとか、そういった薬を渡して頻繁に診療所に来るといようなことがないように、ある程度配慮をしているという部分がございますので、それが一番大きな要因ではないかというふうには思っております。

○登里伸一委員 わかりました。

○楠 和廣委員長 ほかに。ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 65ページの4款2項の国庫補助金がかなり大きな金額、もともと額も大きいんですけれども、2,891万3,000円、普通調整交付金というのが減額されています。これはどのような性格の交付金、補助金でしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） この普通調整交付金を2,900万弱減額をしているわけですが、これにつきましては、総額で言いますと、医療費全体の中で、これはトータルな話ですけれども、9%分を国の方から調整交付金として交付をされると。

ただ、いろいろな事情、特に医療費が大きいとか、所得水準が高いとか低いとかによって、それ以外にもいろいろあるんですが、そういった中で調整をされて各市町村に交付をされると。その全体が9%なんですが、おおむねですけれども、そのうちの7%分については普通調整交付金、2%については特別調整交付金ということで配分されてくるというようなものでございます。

普通調整交付金については、このたび減額をさせていただいておりますが、これは額が確定して減額をしているものではございません。これは、今のところはまだ仮申請というような段階で国の方に提出しておるものでございまして、確定するのは5月ごろでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ということは、医療費が思ったよりもかかってないという想定で減額されたんでしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） そういうことではございません。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 医療費というのは、請求が2カ月おくれるものですから、この予算を作成する時点では当然ヒアリング等も踏まえながら、最終、この補正予算を提出するこの時期、議員の皆様方にお配りさせていただくのは3月ですけれども、2月の初め、あるいは1月の末あたりから調整しておりますので、その時点では早くても10月、11月診療分ぐらいまでしか医療そのものはわかりませんので、そういった意味では、今回の補正予算の中でどうしても増減の出てくる分について、この普通調整交付金といった形のものの中である程度、この予算そのものの財源調整もさせていただくようなケースもございまして、今、先ほど課長、ご説明申し上げましたように、5月に確定するまでの間、まだ相当な期間があるわけで、今3月ですから、1月診療分がやっと今わかっているという状況ですので、もう1カ月分が終わりますと一応確定ということで、これに見合う普通

調整交付金なり特別調整交付金が決定してくるというようなことでのご理解も、よろしく
お願いいたしたいと思います。

○楠 和廣委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第2号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を、原
案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
暫時休憩いたします。
再開は11時10分。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時10分)

○楠 和廣委員長 再開いたします。

⑤ 議案第3号 平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○楠 和廣委員長 次に、議案第3号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会
計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） ただいま上程いただきました議案第3号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

75ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,638万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,380万8,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

78ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料1,533万9,000円を減額し、3億5,021万円とするものでございます。

決算見込みにより、特別徴収保険料現年度分3,309万5,000円を減額し、普通徴収保険料現年度分1,700万6,000円及び滞納繰越分75万円を追加するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金105万円を減額し、7億4,626万9,000円とするものでございます。歳出の減に伴う事務費繰入金の減でございます。

次に、79ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費105万円を減額し、415万1,000円とするものでございます。後期高齢者医療制度改革対応システム改修委託料の減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合会負担費、1項後期高齢者医療広域連合会負担費1,533万9,000円を減額し、10億9,705万8,000円とするものでございます。後期高齢者医療保険料の決算見込み額に伴う保険料等負担金の減でございます。

以上、議案第3号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明とさせていただきます。

委員各位におかれましては、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 78ページ、歳入の分で、滞納繰越分の増額75万となっております。繰越分ですね。これ、滞納分がこれだけ増えたということですか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 滞納繰越分が増えたといえますか、もともとこれだけ入るという予算をしておったところ、この時点でですけれども、75万円滞納繰越分として徴収することができたということでの増でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 期首では100万円となっておりますけど、ということは、まだ払っていただけてない方もおられるということでしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 100万円の設定をしておいて、この補正予算を組むときには175万円、既に入っていたということで、75万円の補正をしているということでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その175万円で、滞納分は全部納めていただいたということではないでしょうか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） まだ全額ではございません。

○楠 和廣委員長 ほかに。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第3号、平成21年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第4号 平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○楠 和廣委員長 次に、議案第4号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） ただいま上程いただきました議案第4号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算は、保険事業勘定で介護サービス等諸費の追加及び地域支援事業費の減額、介護サービス事業勘定で伊加利デイサービスセンター特殊浴槽の改修に要する経費の追加でございます。

81ページ、第1条、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ355万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億1,620万4,000円とするものでございます。

介護サービス事業勘定で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,422万7,000円とするものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第2項の規定による介護サービス事業勘定の繰越明許費でございます。繰越明許費の款項事業名及び金額は、91ページ、第2表繰越明許費の表のとおりでございます。

初めに、介護保険事業勘定につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書85ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金91万4,000円を追加し、6億4,455万5,0

00円とするものでございます。介護給付費見込み額の増による追加でございます。

2項国庫補助金199万円を減額し、2億9,854万1,000円とするものでございます。地域支援事業に係る交付金の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金66万9,000円を追加し、11億1,983万5,000円とするものでございます。介護給付費見込み額の増による追加及び地域支援事業に係る交付金の減額でございます。

86ページをお開き願います。

5款県支出金、1項県負担金57万1,000円を追加し、5億5,681万5,000円とするものでございます。介護給付費見込み額の増による追加でございます。

2項県補助金では99万6,000円を減額し、1,234万4,000円とするものでございます。地域支援事業に係る交付金の減額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入8万5,000円を追加し、30万円とするものでございます。財政調整基金積立金利子及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金利子の追加でございます。

87ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金42万5,000円を減額し、5億5,209万円とするものでございます。介護給付費繰入金の追加及び地域支援事業繰入金の減額でございます。

2項基金繰入金2万2,000円を減額し、3,115万4,000円とするものでございまして、財政調整基金繰入金の減額及び介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の追加でございます。

9款諸収入、2項雑入236万4,000円を減額し、610万円とするものでございます。地域支援事業に係る個人負担金の減額でございます。

次に、88ページ、歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費457万円を追加し、32億7,534万4,000円とするものでございます。居宅介護サービス給付費の追加でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費236万円を減額し、3,661万4,000円とするものでございます。特定高齢者施策事業費の減額でございます。

2項包括的支援事業任意事業費585万3,000円を減額し、4,477万7,000円とするものでございます。任意事業費の減額でございます。

89ページ、5款基金積立金、1項基金積立金8万5,000円を追加し、2,189万9,000円とするものでございます。財政調整基金積立金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の追加でございます。

続きまして、サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

93ページ、歳入でございます。

5款繰入金、1項繰入金900万円を追加し、2,065万7,000円とするものでござ

ございます。きめ細やかな臨時交付金事業に係る一般会計からの繰入金でございます。

94ページ、歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費900万円を追加し、2,617万円とするものでございます。伊加利デイサービスセンターの特殊浴槽を改修するための経費でございます。

以上、議案第4号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 88ページの第3款の地域支援事業の任意事業費で、食の自立支援事業委託料というのがありますが、この食の自立支援事業というのは、どんなものかお聞きしたいと思います。

それから、94ページの伊加利デイ、特殊浴槽改修工事は、いつ行う予定なのかだけお聞きします。

以上です。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず初めに、食の自立支援事業についてご説明いたします。

おおむね65歳以上の単身あるいは高齢者のみの世帯等を対象にいたしまして、その方が心身が不自由であったり障害等によって、食事の調理等が困難な方に対して、その見守りも兼ねながら配食サービスをしようというものでございます。

それから、伊加利デイサービスでの浴槽工事ですけれども、これについては全額繰り越しいたしまして、平成22年度の早い時期に着手したいと考えております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。

小島委員。

○小島 一委員 87ページと89ページに、財政調整基金の繰り入れと積み立てがほぼ同額で計上されておるわけで、これは本来、予算のときに聞いておかないかんことやと思うんですけど、説明をちょっとお願いできますか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、積み立てについてですが、89ページの基金積立金の補正前の額2,181万4,000円となっておりますけれども、これについては、平成20年度の剰余金のうち国県補助金等を返還した残りのお金、つまり純粋な剰余金について全額積み立てをしようということで積んでいたものでございます。

9月の補正予算（第1号）で、そのご決定をいただいたところでございます。

剰余金については積み立てよう。そして、介護給付費等に必要な資金としては取り崩すということで、積むものは積む、繰り入れするものは繰り入れするということで別々に計上し、相殺についてはしておりません。そういう考え方でやっております。

○楠 和廣委員長 ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

議案第4号、平成21年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

3月18日並びに3月29日の本会議における委員長報告についてどのようにしたらいい

いでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 委員長、副委員長一任の声がありましたので、それでは、そのようにさせていただきます。

2. その他

○楠 和廣委員長 次に、その他に入ります。
その他、何かございませんか。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 健康保険税のことで、市民から高いとか、いろいろと声を聞くんですけども、健康保険税の算出に関して、市民に配られておるこの冊子がありますよね。これ見ているんですけども、この中の所得割の部分の所得ですが、税金で言うたら、給与所得の方ですと、もらった収入から給与所得控除を引いた額、その額に控除額33万円は引くという金額で、この所得割の課税対象所得になっていると思うんですが、それよろしいでしょうか。

○楠 和廣委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時29分)

○楠 和廣委員長 再開いたします。
税務課長。

○税務課長(細川貴弘) 遅くなって申しわけございません。
パンフレットに書かれておりますような率でいくわけですけども、基礎控除33万引いた残りのところに課税するというような形になりまして、一般的な税の控除とはちょっと異なりますので、その点よろしく願いいたしたいと思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その所得、その世帯の人数分をそれぞれ33万円控除という形で、それを集計した額と思うんですが、青色申告の家族従業員の場合、専従者給与をうってますけれども、この辺については何も書かれてないんですが、これは何か。あれは法令で定められているんですか。専従者給与の件に関しては。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） あくまでもこのパンフレットにつきましては、一般的な方を対象にしての内容となっております。

そういうものを配慮いたしますと、かなりこのような枚数では済みませんので、一般的なことのみ記載しておりますので、こういうような形になっておりますけれども、専従者給与につきましては、支払われた方の所得にその分全額戻すといいますか、その分が支払われていなかったもとの金額ということで課税するというようになっております。

その他、免税半等につきましても、その分につきまして非課税所得にはなっておるんですけれども、国保税につきましては、その分が所得があったというようなことでみなして、そういうような規定のもとに課税いたしております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 専従者給与が、支払った人に計算上は戻して課税所得の計算をするということでしょうか。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） そのとおりでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 はい、わかりました。

それと、課税所得計算したときに、減額率というか、課税率を7割、5割、2割というふうに分ける計算があると思うんですが、均等割と何かについては、そういう率で減額するという制度になっています。その辺もうまく書かれてないんですが、そういう制度があるということが市民に非常にわかりにくいと。この説明ではね。計算したときに、健康保険の金額が実際の金額と違うというような疑問点がたくさんあると思うんです。その辺を

うまく、市民にもわかるような説明をしていただきたい。ホームページには載っているんですけども、この冊子配られると、これを信用して使うと思うんですが、その辺何か改良されるような考えはないでしょうか。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） このパンフレットにつきましては、毎年チェックといたしますか、発注するときには、内容につきまして検討はいたしておるわけですが、基本的には経費的なものもございまして、汎用品を一部修正したような形で印刷を依頼しているというようなこともございまして、細々したところまで配慮してはできていないところもあろうかと思っておりますけれども、極力市民の方にわかりやすいような内容に工夫させていただきたいというふうに考えます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そのときに、読んでいてわかりにくいのが、この擬制世帯主とかいうてありますよね。ご主人が会社勤めの場合とか。法律用語とか、健康保険税の用語だと思っておりますが、そのまま載せられても何のこっちゃわからんと思っておりますね。その辺もうまく説明をしていただけるような資料づくりをお願いして、この件は終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ごみの収集の委託事業の件でちょっとお聞きをするんですが、以前から希望者がある中で、その希望者にとって、規模が小さいので、できるだけ何ほか細分化をしていただいて、小さな事業所にでも事業が受託できるというようなお願いを以前からおったんですが、そういう姿勢についてちょっとお聞きをします。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 平成22年と23年度の2カ年にわたります、ごみの収集委託業務につきましては、従来どおりの旧町のありました区域で一応入札を行っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いやいや、そういう事業でずっといくつもりでおるのかどうかということ。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 現在のところは、今言いました、従来どおりで考えております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 行政は、市民のためにあるというのが基本やと常々言われておると。今のこの不景気な状態の中で、どうにか仕事を求めて、何かそのものの拡大をしていく、あるいはそれに参入をしていきたいという思いであってみても、今の状態では、一定の組織を持った事業所でなかったら、なかなか有利に仕事が求められないという仕組みになってますわな。

例えば以前に、旧の三原であったわけなんですけど、ある部分については、シルバーの方たちの職場として提供されておったという事実もありますわな。

それと同じように、ただ、そういうものを全部取っ払ってしまって、ある一定の大きな組織を持ったところでしか、そういう事業ができないということについて、そういう小さな事業所、あるいは今言いましたようなシルバーの方々の、随分と職場が狭められてなかなかしにくい時代になってきたということであって、市として当然、その人たちのために職場を提供してやらんならんと、国に定められたシルバーの法律もあった中で、そういう事業展開されておるわけなんやけれども、なかなかそういう機会に恵まれないと。今の状態では。

細分化されて、何ぼかそういう事業が拡大に提供されるような考え方をしてほしいという要望が大分以前からあって、そういうふうな申し入れもしておるようなんですけど、何でそれができないんですか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 従前に、先ほど旧の三原ということでは言われましたけれども、旧の三原のリサイクルセンターの中で、一部シルバーの方に派遣をしてもらって仕事を発注したことがあります。

今年度の中央リサイクルセンター等につきましても、雇用関係につきましても、緊急雇

用で採用しておる臨時職員、また、その業務につきまして当然処理ができないような、また増員の必要なきにつまましては、シルバー等々の人員を雇用して対応するというようなことで考えております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 言いよるのは、違うねん。シルバーの方々に、いわゆるごみの収集の委託事業の中の職場があったということについては、要はそういう今の形で、一つのまとまったその事業所が、雇用体系がきちんと確立されておって、すべての福利厚生の中で十分できておるといことが、主体に一つの総合の評価点を上げて点数をつけられると。そういう事業所しか、今参入がしにくい状態になってますわな。これどないですか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 先ほど言いました、平成22年、23年度の今回、収集業務について委託した分につきましては、人数的にある程度、機材とか、それとか人とか確保されておるところについて応札というような形で選んでおります。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 小さな事業所にも、そういうような配分がされるようにという要望しておるわけやな。そのことによって、市民のだれでもがそういうふうな、だれでも、全部ではないと思うけど、特定の人だろうとは思いますが、そういう人たちが、その事業に参入できるような方向性を探ってやらないかということをやっているのであって、そういう考え方は、そやからないんですかと言っているんです。

○楠 和廣委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（郷 直也） 蓮池委員おっしゃられることは、非常に今の世情ではよくわかるんですが、本来、委員もご存じのように、このごみの収集というのは、廃処法に基づいて行われております。

これは本来、市が行う業務でございます。直営でやるのが本来であると我々は解釈しておりますが、それを委託する場合において、かなり廃処法に基づいて規制がございます。ですから、当然これは、市民のために行う業務でございますので、私どもとしましては、市民になるべく迷惑をかけない。最終的な責任は市にございますので、そういうふうな、

市民にも行政にとっても安全安心という観点から従来の形態を、今現在5地区でやっておりますけれども、それを細分化するという点については、非常にまた住民にも支障を来すおそれがあると。そういうことで、現在のところは、5地区でやるのがベストかどうかわかりませんが、現時点ではベターな選択であろうと。

将来的に、蓮池委員言われるように、例えば業種別に、この部門でしたらもっと小さな業者もできるんじゃないかと。そういうふうな発想は、例えばの話ですけれども、組合組織とかそういうふうなものができれば、今のような5地区5業者というふうなやり方じゃなしに、その組合に一括してできれば、そういうふうな小さな会社経営しているところも参入できるのかなと。

ただ、まだ現時点では、そこまでいっておりませんので、この5地区において、いわゆる安全安心という観点から、そういうふうな業者の選定をするのがベターであろうという選択をしております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今まで、こういうふうな厳しい状態ではなかったと思います。この委託事業に関して。極端な話、一定の組織があって、別に一廃の許可を持っておる事業所であればどこでも参画できる。先ほど言うたように、機材から人から十分確保しておるところへ安心して任せられるという考え方なんですけど、例えば小さな事業所であっても、そのことについては、仕事をしようと思えば、それなりの時間的な余裕があれば可能なんですわな。人にしろ、機材にしろ。

例えば、そういう一廃の許可を持っておるところについては、全部可能ですよということになってくると、いわゆる人数、機材が十分整っている、そこが仮に落札するとしますやんか。果たして、機材はそれでええとしても、組織の人というものが、そのままその事業に行ってしまうということはほとんどないわけなんですわな。落札をされた時点で人の雇用も発生してくるのかなと思うんやな。そうすると、その小さな事業所にしたって十分可能なことは可能やとは思うんです。

今まで、そういうふうな状態の中で、旧町の時代からでもそういう事業でやってこられて、何かそういう小さな事業所としては支障があったんですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（郷 直也） 先ほどもご答弁させていただいたとおり、受託承認申請というふうな手続から入っていくわけですけれども、現在、野菜残渣とか、特定のものを扱う業者以外で、一般の廃棄物を扱う業者は20業者ございます。その業者に対して、

このごみの収集について参画できるかどうか、まず手を挙げていただいて、その業者の中からというふうな形を今手続とっているわけですが、もちろん細分化すれば、我々が求めている、例えば2トンダンプであり、パッカー車であり、それぞれ1台につき2人を必ず正規職員で張りつけてくださいよとか、そういうふうな厳しい条件は、細分化すれば縮小されるであろうと思いますけれども、現時点で、やっぱり5地区がベストの選択であるというふうな判断がある以上、それに基づいた必要人数あるいは必要な機材、そういうふうなものを最低限、例えば機材でしたら2分の1、人数でしたら必要人員から2名を削減した人、それだけを現時点で確保していると。そういうふうな業者を安心安全の観点から選んでいるというのが現状でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういう人数が確保できておるとい事業所が、必ずしもその社員というんですか、従業員というんですか、その人たちがそのまま移行するとは限らんわな。これ、あとずっと追跡するんですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（郷 直也） 我々が、受託について、どの方をこの業種に充てているかというふうな名簿の提出を求めています。それには、これこれこれと、この何人かをこの業種にあてがいますよというふうな資料もいただいております。

確かに、シルバーの方だからできないというふうなことはないかと思えます。確かに、今までもそういうふうな事例がございましたし、それは、たまたま事故が起らなかった。正規であれば事故が起らないのかというふうなことになるかと、それは一概に言えないかと思えますけれども、少なくとも我々行政として、業者に発注する場合に、やっぱり安心安全の観点から、きちんとした形の身分保証をしていただきたいという思いがまずございます。ですから、そういうふうな安全安心感を持った人員によって、この業種を行っていただきたいと。そういう強い思いがございまして、そういうふうな我々としてきつい縛りをきかせているわけでございます。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 しつこいようなんですが、要は小さい事業所にも、そういう一つの事業を当てはめてあげていただきたいというのが一番の要望であります。

そのためには、今さっき次長が言われたように、この市には、そういう一つの組合があると思うんですが、ご存じですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（郷 直也） かつて、合併すぐだったか、当時の市民生活部で、そういうふうな組合組織も検討していただいて、それも現在は存続しているということは周知しております。ただ、一部の活動を除いて、厳密的にはそれほど活動していないのかなと、そういう認識は持っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういうふうな、民間でも市民の方々でも、そういう組織をつくってでも行きたいというふうな希望もあるようです。市としても、その中に主導的な役割を持って、まんべんなくそういう組合を指導してあげて、希望の方々にそういう職場ができるというふうなことを、今後ぜひとも努めていただきたいと、かように思います。

○楠 和廣委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（郷 直也） その点につきましては、蓮池委員言われるのと、少なくともこの時点では、個人的見解ということにさせていただきますけれども、私は全く同意でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それで、適当な一つの金額を定められて、直営でするよりは軽減できるということの中で進めていただきたい。

今の現在では、値段が安くても仕事をとれないという妙な仕組みになっておって、少しでもよけい、その事業所に利益をもたらそうとする努力はわかるんですが、今のこの財政状況の中で、果たしてそういうことがええのかどうか、それも踏まえた中で、一遍再考を以後していただきたいと、かように要望して終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。
保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 過日、22年2月22日に兵庫県の後期高齢者医療の広域連合の方で決定をいたしました保険料のことについて、少しお時間をちょうだいいたしましてご説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目については、後期高齢者医療全般にわたっての経過と現状。特に高齢者医療制度改革会議というのが開始されておりますけれども、その関係と、それから、新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュールの見込み。

それから、2 ページ目をごらんいただきまして、後期高齢者医療制度廃止までの当面の取り組みということで主なもの。

それから4 番目に、後期高齢者医療保険料を取り巻く環境ということで、これ全国ベースのものでございますけれども記載をさせていただいております。

これらについては、あとでまたお目通しをさせていただきたいと思っております。

3 ページの5 番目なんですけれども、今般決定をされました県広域連合の22年、23年度の保険料の方について説明させていただきます。

全国ベースでは、何ら特別な抑制策を講じない場合は、14%程度の増加が見込まれるというような中にありまして、まず決定したのから申し上げますが、1 番の決定保険料率ということで、所得割率につきましては8.23%になりました。現行の8.07%と比較いたしますと0.16ポイントの増、率にしますと1.98%の増ということになっております。

それから、均等割額につきましては、現行と同じ金額で据え置き、4万3,924円で決定をいたしております。

それから、1人当たり保険料につきましては、これはあくまで県下全体のことでございますけれども、保険料が7万1,095円、現行の7万41円と比較しまして1,054円の増というようなことになっております。

保険料の上限額の50万円については変更ございません。

ちなみに、21年度の2月末現在の南あわじ市の賦課の状況で申し上げますと、被保険者数が延べ8,650人、平均にしますと8,240人です。軽減前の1人当たりの保険料が約6万6,000円、所得割軽減者数が958人、それから均等割軽減者数が5,587人、軽減後の1人当たりの保険料につきましては約4万700円となっております。

先ほど、決定の保険料率を申し上げましたが、その保険料率を定めるに当たりまして、まず、その抑制対策ということで、2番の①番、平成21年度末の剰余金見込み額、約67.3億円を全額活用いたしております。その上に、県の方で設置をいたしております財政安定化基金というのがございますが、それを約20.7億円取り崩して活用をするということで、先ほど申し上げました保険料率になったわけでございます。

ちなみに、参考といたしまして、剰余金を算入する前の県の広域連合の試算では、所得割率が9.03%、それからめくっていただきまして、4 ページ目ですが、均等割額が4

万7,391円、1人当たりの保険料が7万7,011円という試算でございました。そこに剰余金を算入いたしますと、所得割率が8.42%、均等割額が4万4,741円、1人当たりの保険料が7万2,436円と。そこに財政安定化基金を投入をいたしまして、先ほど、最初に申し上げました保険料率になったということでございます。

3番目に、保険料率の算定方法といたしましては、まず1番目に、保険料収納必要額の算出をいたします。支出見込み額から収入見込み額を引いたものでございます。

その次に、2番目ですが、賦課の総額を算出すると。保険料の収納必要額を、保険料の収納率100%というのは無理でございますので、99%で見込んでおるというものでございます。

その次に、3番目に、均等割額と所得割額を分割をすると。本来ですと、50%、50%ということになるのが一般的なケースなんですけど、下の米印のところちょっと書かせていただいておりますが、県の1人当たりの所得額と全国平均との比較によって、兵庫県の場合は1.09という案分率が出ております。全国平均よりも兵庫県の方が1人当たりの所得額が少し高いというようなことで、賦課総額については所得割額の方に少しシフトしているということで、48%と52%に分割をしているというものでございます。

その次、4番目に、均等割額の算出ということで、その額について被保険者数の見込み額で割って算出をしていると。

5番目につきまして、所得割額の算出といたしまして、その所得割の総額を基礎控除後の総所得金額の総額で、見込みでもって割って、その率を出しているというものでございます。

4番目ですけれども、保険給付費の推移と見込みでございしますが、20年度につきましては、保険給付費については4,568億4,500万でございましたが、21年度の見込みは4,899億9,000万円、それから22年度の見込みが5,277億9,000万円、5ページ目ですが、23年度の見込みについては5,704億9,700万というような見込みを立てております。

5番目に、平均被保険者数の推移と見込みですが、20年度については56万5,037人であったものが、21年の見込みでは58万2,546人、22年になりますと60万3,700人、23年になりますと62万7,813人というような見込みを立てる中で保険料率の算定でございします。

簡単ですけれども、以上でございします。

○楠 和廣委員長 暫時休憩をいたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 0時02分)

○楠 和廣委員長 再開いたします。

報告事項を続けてお願いいたします。

生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） お手元に資料を配らせていただいておりますが、スポーツセンター、学校体育施設の使用料減免基準について説明させていただきます。

この基準は、平成22年4月1日以降、適用を考えておるものでございます。

昨年、スポーツセンターと学校施設の使用料については、議会の承認をいただきまして、条例の改正をしておりました。

そのときのお話といたしまして、減免基準について若干施設ごとのばらつきがありますために、それを21年度に調査して、22年度4月からの運用に進めていきたいというようなお話をさせていただいておったと思います。

それで今回、市内のこのスポーツ施設の減免事情を調査いたしまして、今お配りしている内容で案を出させていただいております。

利用者の負担割で見ますと、基本的には低い方に基準を統一しておりますので、ほとんどの団体の方については、現行で運用されております減免基準よりも使用料が高くなるというようなことは基本的にはないということでございます。

ただし、一部団体において負担が増額となるところがございますが、その団体につきましては個別に対応をさせていただいて、既に足を運んで内諾の方をいただいているようなところでございます。

その表を、なかなか小さな字で申しわけないのでございますけれども、基本的には、同好会等の一般スポーツ団体には減免はございません。また、市の体育協会に加盟されていない団体につきましても減免はございません。

減免の適用がございましては、市の行事、また小・中学校の活動、中学校・高校の活動、それから市の各種団体、老人クラブ、婦人会、消防団、PTA、自治会、子ども会等でございますが、そこには減免運用をこれまでどおりさせていただいております。また、市の体育協会の加盟団体、これには地域体育協会でありますとか、社会体育の少年少女のスポーツ団体も当然入ります。また、スポーツクラブ21の団体も体協の加盟団体でございますので、これも入ります。

それらの団体は、これまでどおり減免対象ということで、この表のとおり、22年度4月1日からと考えておりますので、どうぞご理解の方をいただきたいと思います。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） このたび、平成22年度から5年間の教育の基本的な計画を、外部の有識者の方々のお力もいただきまして、南あわじ市教育振興基本計画として定めましたので、本日配付させていただいております。あわせまして、平成22年度の教育の方針も定めまして、本日配付させていただいております。ご一読していただきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○楠 和廣委員長 ほかに執行部の報告はございませんか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 このセンター、学校体育施設の使用料の減免基準をいただいておりますが、こんな細かい字見てたってわからへんし、具体的にちょっとお聞きをするんですが、学校の施設と一般社会体育施設との差なんです、例えば、もうわかりやすく聞くんなんですが、福良の小学校を借りるのに何ぼ要るんですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 福良の小学校、例えば体育館を利用する場合に、1時間当たり基本使用料で200円、それから、照明を使った場合は500円となっております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そしたら、一般のところは。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 一般のスポーツセンターでも、体育館については同じでございますが、ここの減免の基準でいきますと、例えば少年少女のスポーツ団体が、この下から2段目でございますけれども、体育館を利用した場合、ここで見ますと、小学校の体育施設を利用した場合は基本使用料、それから照明の使用料も全額減免となりますので、基本的にはお金の発生はございません。

スポーツセンターで少年少女団体が体育館を利用した場合、これについては、基本使用

料については減免でございますけれども、照明の設備を使った場合は、その部分だけ1時間当たり500円の使用料がかかります。

それでは、なぜスポーツセンターと学校施設と、そういう差ができるかということであると思うんですけれども、このスポーツセンターと学校体育施設の大きく違う点につきましては、職員または管理人を配置して施設の維持管理に経費を投入しているのがスポーツセンターということでございます。対しまして、小学校・中学校の施設につきましては、基本的には学校の職員、先生方がふだんの維持管理をしていただいております。

それから、利用の実態につきましても、スポーツセンターは、開館時間については予約があいておりますれば、どの団体でも利用は可能でございますが、学校の施設につきましては、放課後が基本的には利用時間ということでございますので、学校行事が優先されます。ということで、一般の方が利用する場合、また社会体育の団体が利用する場合は、学校行事のすき間を利用した形での利用ということでございますので、そういった面からいたしましても、利用に学校の場合はいろいろ制約があるということでございます。

施設のサービス面や維持管理の経費から考えますと、やはりスポーツセンターと学校施設に差が生じるということについてはご理解をいただきたい部分でございますので、よろしくご審議お願いします。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これは課長、南あわじ市の子供のことでちょっと聞くねんけど、将来を担う子供の社会教育の場として活用されて、いい子供を育てようと、皆さん、各団体、一生懸命やっとなるわけやな。

今、学校の施設と一般のスポーツ施設等で、管理人によってそういう減免のできるどころとできないところ、基本的には要らんというところがあるねんけれども、同じ南あわじ市の子供でありながら、学校の施設を使うとただやと。一般の施設を使うと金が要ると。これは、この考え方はどないなんで。どんな子を育てようとしとるの。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 委員がおっしゃられましたように、南あわじ市の将来ある子供たちにスポーツの振興を図るためということであれば、当然スポーツセンターを使っても、学校体育施設を使っても、やっているスポーツは同じでございますので、そういった意味からすると、利用料について片や全額減免、片や照明料だけ要るとということについては、この差については今後、検討すべき課題かと思いますが、先ほど申しました維持管理に係る経費の点につきましても、やはり市としては、維持管理に大きな人的な

経費、また施設の管理面の経費もかかるわけですので、そういったものも見ていかななくてはならない。

確かに、子供を育てるという意味では、子供に有利な方針を立てていくのは、これは一つの当然の考え方かと思いますが、施設を今後も使い勝手よく利用していただくためには、やはりスポーツセンターには、現在のところ、管理人または職員の手当てが必要と。そこに人の配置が必要だというようなこともございますので、確かに考え方としては二面性があると思いますが、これは今後の検討課題としてお伺いしておくということで、お願いしたいと思います。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 お伺いしておきますだけでなしに、今ここで、そういう一つ、南あわじ市の将来を担う子を育ててもらいよる。課題としてあると今言われたけれども、そういうクラブに所属することで、そういう教育を受けるということなので、できるだけ負担が軽い状態の中で当然提供したってあげてほしいという、そういう思いでおるんですが、学校の施設を使うとただ、一般の施設を使うと管理人がおるさかいに金かかるということなら、極端な話、一般の施設を自主管理をしてもらってやってもらえれば、経費はかからんわけやな。そんな考え方できませんか。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 今、課長からいろいろとお答えもしておるわけですが、ほとんど児童・生徒の活動というのは、学校施設そのものを中心には使っておられるということでもあります。

ここで、各スポーツセンター、いろんなことの利用については、大会等で特に負担金を取ったいろんな形で使用される。特に学校行事においても、県やいろんな大会そのものについても、要するに、それに対する負担金をそれぞれの市町から取って、そして参加をされているというような大会そのものもあるわけでありまして、そう大きくは影響を与えないのではないかなと思います。

ただ、今、蓮池委員が言われるように、平常の練習や、いろんなことの使用が、特に児童・生徒、子供たちの、要するに使用で多くなれば、その点も今後考慮し、考えなければいけないのかなということぐらいで理解をいただきたいなと思います。

○蓮池洋美委員 わかりました。

3. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○楠 和廣委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

資料配付をいただきましたので、それでは、3月定例会閉会から6月定例会までの閉会中の所管事務調査の実施内容等について検討をお願いいたします。

なお、お手元に今、閉会中調査事件申し出一覧表を参考のために配付しておりますので、検討をよろしくをお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにします。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会します。

閉会に当たり、副委員長の久米委員よりごあいさつがございます。

○久米啓右副委員長 本日は、執行部の皆様には、各委員の質問に対しわかりやすい説明、どうもありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後 0時18分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 3月16日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣